

愛西市特別職報酬等審議会会議録（概要）

会 議 名 称	第2回 愛西市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	令和4年10月26日（水） 午前9時57分から午前11時25分まで
開 催 場 所	愛西市役所北館 2階 会議室2-1
出 席 委 員	別紙のとおり
欠 席 委 員	
公開・非公開	公 開
傍 聴 人 の 数	0 人
審 議 事 項 等	(1) 会議録署名者の決定について (2) 愛西市特別職報酬等について ・資料説明 ・質疑 (3) その他
審 議 経 過	別紙のとおり
会 議 資 料	会議次第 追加資料

愛西市特別職報酬等審議会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	岩 崎 恭 典	
副 会 長	石 原 一 孝	
	加 藤 金 彦	
	後 藤 英 一 郎	
	中 村 文 子	
	原 田 健 三	
	古 川 宏	
	水 野 秀 俊	
	水 野 善 弘	

事務局

役 職	氏 名	備 考
企画政策部長	西 川 稔	
人事課長	青 木 万 亀 雄	
人事課主査	大 平 剛 史	

発言者	内容（概要）
事務局	<p>1 開会</p> <p>只今より、令和4年度第2回愛西市特別職報酬等審議会を開催します。開会に当たり事前に報告します。</p> <p>本日の傍聴者はありませんでした。</p>
会長	<p>2 あいさつ</p> <p>本日もどうぞよろしく申し上げます。前回、皆さんから報酬等がどうあるべきか意見を出してもらいつつ、追加でこんな資料がほしいといった意見を出していただきました。事務局の方で可能な限り資料を準備いただいていると思います。また、人事院勧告の状況等から報酬等は据え置きかもしれないが、議員の政務活動費についてちょっと考えた方がいいということもありました。今日さらに議論していただき、次回市長に答申できるように進められたらと思っていますので限られた時間ですが忌憚のない意見をいただきますようによろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>審議会規程第3条第2項により、ここからは会長に議長を務めていただき議事の進行をお願いします。</p>
会長	<p>3 付議事項</p> <p>(1) 会議録署名者の決定について</p>
委員	<p>審議会規程第5条第3項の規定により、会議録署名者の指名をします。名簿順で加藤委員にお願いしたい。よろしいですか。</p>
会長	<p>（「はい」の声あり）</p> <p>加藤委員、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>(2) 愛西市特別職報酬等について</p>
事務局	<p>はじめに前回の審議会では追加資料の要望を皆さんから頂きましたので、事務局から説明を受けたいと思います。</p>
会長	<p>（追加資料1から5を説明）</p>
委員	<p>ありがとうございました。私どもからの依頼で他市の議会議員の年齢構成を調べてもらいました。若い人がどれくらいの割合を占めているか確認しましたが市によって特徴が色々あるということでは面白い資料でした。今後、愛西市の議会がどうあるべきかを考えていく中で若い人が立候補しやすい、議員活動しやすい体制がどうあるべきか議会として議論していただきたいと思いました。それでは、他に質問・意見等お願いします。</p>
会長	<p>資料から今の愛西市の状況や社会情勢を総合的に判断すると、特別職等の給料は引き下げるべきはないと思います。据え置きかそれとも引上げで議論するべきと考えます。議員の政務活動費がなしであれば報酬を若干引き上げる方がいい、報酬を据え置きで政務活動費の創設を検討してもらうなら、政務活動費の使途を明確にしていくことが必要と考えます。他市で明確なルールがなくても、そこを明確にガラス張りにすることで、これも市のアピールにもなると思うので取り組んでほしい。</p> <p>報酬を上げない。でも政務活動費の支給を創設するというのは、この審議会では決めることはできないと思います。例えば、今後の事を考えると政務活</p>

委員	<p>動費という制度を議会で創設することを検討してください。というような形になると思います。</p> <p>私も政務活動費の使い道は、はっきり規定してもらって、民間企業であれば会社で使う経費は絶対領収書がいるじゃないですか。そういう証拠を出したうえでやる気のある方はどんどん活動してもらうのが良いと思います。</p>
委員	<p>現状、議員の報酬が40万円くらいで議員の方はここから生活費を出しているわけで本当に真面目にやっている方であれば、金額は妥当で多いわけではないと感じるので、政務活動費をしっかりとルールを決めれば将来的に考えてもいいかなと思います。</p>
会長	<p>議会は多様な住民の声を聞いて伝えてほしいし、全国で問題になっている議員のなり手不足といった問題に対応するためにも政務活動費でしっかり勉強できるような体制を作っても良いのではと思っています。</p>
委員	<p>平成27年度頃に活性化協議会で政務活動費の創設に向けて協議していたということですが、今回の答申に政務活動費の創設を検討してください。と書いた場合、議会でどのような議論があって、どうなったかというのはフィードバックされますか。もし創設を見送るとなった時にどういう議論で駄目だったか答申に対する回答が欲しい。</p>
会長	<p>書き方が難しいですが、政務活動費の創設を検討してほしい。ただ、検討の経緯について明らかにしてもらいたい。報酬審に対して報告してほしいということは書けるかな。</p>
会長	<p>少し議論が政務活動費に集中してしまっていますが、特別職の給料月額、議員の報酬月額についてどうでしょうか。</p>
委員	<p>愛西市は3年前に見直しができているので他市に比べると直近で見直しできているとも言えますが、現在の物価上昇分をどう見るか。今度の春闘はベースアップ+物価上昇分で5%の賃金アップを要求していく予定です。この審議会は市長の諮問によって開催されるので何とも言えませんが、物価上昇分をリアルタイムで反映させるには来年も実施するべきと考えます。</p>
会長	<p>確かに物価は上がっていますし、どこまで上がるかわからない。そういう意味では、その状況を見ていく必要がありますね。今年の人事院勧告で若手中心の0.23%アップに物価上昇分を見込んで上げるのはなかなか根拠が出しにくいと思います。先程申し上げたように若手中心に0.23%アップで特別職の給料を上げるという答申ができないけど、来年度適切な時期に報酬審を開いて改めて検討するべきと書きたいですね。</p>
委員	<p>私も市長さんへこの状況を鑑みると、今は据え置きという判断はできますが、来年度この変化を見極めて再度検討させていただきたいと言いたい。</p>
委員	<p>この円安もどこまで進むか、9月の消費者物価上昇率は3%に突入しました。これからも右肩上がりだと思うので、企業の方も価格転嫁をしないと耐えられないと思います。</p>
委員	<p>価格転嫁は大手は上げやすいが、一般の中小企業や下請け企業はなかなか価格転嫁できないのが現状です。</p>
委員	<p>来年度開催して上げるかどうか検討することでもいいと思いますが、その際</p>

会長	<p>は今回工業団地で税収が上がるというような実質的にそういう効果が出てこれば上げる妥当性は一つの根拠になる。</p> <p>そうですね。引き上げの際には税収の推移も見ておく必要があるかもしれません。他にいかがですか。</p>
委員	<p>私は物価が上がって一般住民の生活は非常に苦しい状況だと思います。特別職だけ給料をアップするのは住民感覚からすると「なぜ？」となる。今回は据え置きでいいと思います。</p>
委員	<p>私も同感で物価が高くなると誰でも大変になる。市民感覚とズレが生じないように検討するためにこの審議会があると思う。</p>
委員	<p>先程の引上げを検討する中で税収の状況も確認していくという話がありました。私は市の施策は数年で効果が出るものばかりではなく20年後、30年後に向けた施策をしっかり打っているかどうかを判断するべきと考えます。</p> <p>また、引上げの際にどこに着目して引上げの根拠としたか我々が言えるようにしていく必要があると思う。</p>
会長	<p>税収の多寡で給料の額を上下させるような、成功報酬的に短期で評価するものではないと私も思うが、税収の状況というのも参考にはしていく必要があると思います。また、上下させる額は人事院勧告を参考にしていくしかないだろうと思います。他によろしいでしょうか？</p>
会長	<p>それでは、意見も出尽くしたようなので現時点の内容を確認しますが、基本的な方向性としては、特別職の給料月額及び議員の報酬月額は据え置きです。ただ、据え置きという結論では答申が1行で終わってしまうので付帯意見1つ目として現在の社会情勢を鑑みると物価高の影響等を考慮するため来年度も報酬審を開催してほしい。それから議会については、多様な人材を議員として確保するためには報酬とは別に政務活動費の創設を検討してもらう必要があるのではないかと投げかけたい。</p>
委員	<p>政務活動費の創設に向けた議会での検討内容を聞きたいですね。</p>
会長	<p>そうでしたね。私と事務局で相談して答申案を作りますので次回内容を確認いただき市長に答申できればと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(了解)</p>
会長	<p>(3) その他</p> <p>次回の会議について、お願いします。</p>
事務局	<p>今回は11月4日午後2時からお願いします。会場については、北館3階の会議室になります。</p>
会長	<p>閉会</p> <p>本日の予定はこれにて終了します。</p>